

講演

# サステナブルファイナンスと 金融資本市場

金融庁長官

中 島 淳 一



目

1. サステナブルファイナンスをめぐる国際的な動き

## 1. サステナブルファイナンスをめぐる 国際的な動き

本日は、サステナブルファイナンスに関する国内外の動向と、金融庁の取り組みについてお話しさせていただきます。

言うまでもなく、脱炭素社会の実現など、世界が新たな社会経済構造への転換に舵を切中、サステナブルファイナンスの重要性は一層高まっている。世界的にみると、サステナブルファイナンスは公的年金を主体として株式市場を中心に発展しており、最近では、株式投資におけるESG投資の拡大に加えて、グリーン、ソーシャル、サステナビリティボンドを含むESG関連債の発行額も増加の一途にある。

こうした中、サステナブルファイナンスに関す

次

2. サステナブルファイナンスの取り組み
3. おわりに

る国際的な議論は大きく進展しており、2021年秋のG20、COP26の開催に合わせて、開示基準の設定主体や民間の有志連合が今後の取り組みを公表した。2021年のG20首脳会合では、気候および持続可能性に関する「G20サステナブルファイナンス・ロードマップ」が公表され、市場、開示、リスク管理など、五つの分野について、規制当局、国際機関、民間セクターの現在および将来に向けた作業計画がまとめられた。

COP26では、気候変動問題を克服するには公的および民間金融の役割が重要との観点から、ファイナンスデーを設けて金融に焦点を当てた議論が行われ、IFRS財団は、サステナビリティ開示の基準を策定する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設置を公表した。ISSBは、サステナビリティ開示基準のうち、まず気候変動の基準

### 中島 淳一（なかじま じゅんいち）

金融庁長官。1985年東京大学工学部卒業、大蔵省（現・財務省）入省。1995年ハーバード大学修士。2018年金融庁総合政策局総括審議官、2019年企画市場局長、2020年総合政策局長、2021年7月より現職。

について、2022年前半に意見募集を実施する予定となっており、2022年中の最終化が見込まれている。日本としても、基準の内容や資金面で、国際的な基準策定の動きに積極的に参画していくことが重要と考えている。

また、2050年ネットゼロに関する民間金融機関などが参加する有志連合、ネットゼロのためのグラスゴー金融連動（GFANZ）が進捗報告書を公表し、途上国への民間資金動員や企業・金融機関のトランジション計画を含む七つの作業部会の活動を発表した。日本でも、銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、資産運用会社などがこうした動きに呼応し、GFANZ傘下のネットゼロ有志連合への参加を表明している。

気候変動分野のファイナンスについては、今後、GFANZなどの有志連合や金融関係者、国際機関、NGOが共同して取り組む国際フォーラムなどの場で、実務における具体的な検討が加速していくと考えられる。日本の金融関係者におかれ、国際的な意見発信により、一層の役割を果たしていくことを期待している。

---

## 2. サステナブルファイナンスの取り組み

---

### (1) 取り組みの全体像

金融庁におけるサステナブルファイナンスの取り組みについてお話ししたい。気候変動や格差問題、人口減少への対応が急務となる中、社会的課題の解決に資するサステナブルファイナンスの重要性が高まっている。特に脱炭素社会の実現に向けては、世界全体で設備投資や技術開発に官民合わせて巨額の資金が必要であり、企業の取り組みを支える民間金融の機能発揮が重要となる。

日本には、脱炭素に関して技術力の高い企業が

あり、脱炭素社会の実現に向けては、こうした技術力の活用が欠かせない。また、一足飛びの脱炭素化が難しい産業を含め、最終的にカーボンニュートラルを実現するトランジション（移行）の取り組みが重要となる。こうした技術力やトランジションの取り組みを適切に評価する環境を整備し、国内外からの資金を呼び込み、金融市場の活性化と経済の成長につなげていきたいと考えている。

現在、政府は、新しい資本主義として、成長を実現するとともに社会課題を解決し、持続可能な経済を実現していくことを目指している。こうした観点からも、市場機能の健全な発展を通じて持続可能な社会と成長を支えていく金融の役割はますます重要になると考えられ、このための取り組みを一層、推進していく。

金融庁は、2020年12月、企業、投資家、金融機関、証券会社、学者、関係省庁など、様々な関係者から構成される有識者会議を設置し、日本におけるサステナブルファイナンスの対応の方向性について幅広く議論してもらった。この有識者会議は2021年6月に報告書を公表しており、現在、その提言に沿って、様々な施策を進めている。

### (2) 企業情報開示の充実

企業情報開示の充実については、2021年6月に改訂したコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、2022年4月に開始される東証プライム市場の上場企業に対し、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に沿った気候変動開示の質と量双方の充実を促していく。また、現在、金融審議会において、企業のサステナビリティに関する適切な開示のあり方を検討している。気候変動に限らず、人的資本投資に関する非財務情報開示の充実についても議論しており、アナリスト

のほか、産業界や金融関係者の声も聞きながら、日本の成長につながる開示制度を作っていきたいと考えている。

さらに、前述の通り、IFRS財団における気候変動を含むサステナビリティ開示基準を策定する動きに、日本として積極的に参画していくことが重要となる。これまで日本は、IFRS財団への資金拠出の意向を表明しているほか、東京に置かれているIFRS財団のアジア・オセアニアオフィスをサステナビリティ開示基準の策定にも活用するよう官民で働きかけ、その結果、このオフィスの継続が決定している。

今後は、ISSBの基準策定に対して日本から積極的に意見発信を行うとともに、それを踏まえた国内の基準開発を行っていくことが重要となる。すでに、意見発信および国内の基準開発を担う組織として、日本の会計基準を策定する財務会計基準機構の下に、新たにサステナビリティ基準委員会を設置することが決まっている。金融庁としては、こうした国内関係者の取り組みを後押ししていくとともに、日本として、国際的な基準作りに積極的に参画できるように努めていきたいと考えている。

## (3) 市場機能の発揮

市場機能の発揮に関する取り組みも、足元でいくつか進展している。1点目は、グリーンボンドといったESG関連債に関する情報プラットフォームについてである。金融庁の有識者会議では、ESG関連債に関する広範な投資情報が集約されていないという実務上の課題が指摘され、ESGの適格性を客観的に確保していくための枠組みが必要であるといった議論があった。この有識者会議での議論を踏まえ、日本取引所グループ（JPX）の実務検討会は、2021年10月より取引所として

取り得る方策を検討し、2022年1月31日に中間報告書を公表した。中間報告書では、公募ESG債を対象に、発行額、利率などの基礎的情報、発行企業のESG戦略、外部評価取得状況や評価の内容といった情報を集約する情報プラットフォームをJPXで2022年央を目途に立ち上げることに加え、引き続き検討会を開催し、プラットフォームの継続的な改善や対象の拡充、企業のESG関連データの集約、ESG適格性を確保するための認証のあり方を議論することが提言されている。今後は、認証の枠組みなど、さらなる検討事項について議論を進めつつ、プラットフォームが内外投資家や金融機関、企業といった市場関係者に幅広く利用され、わが国のESG投資の基盤として機能していくよう、金融庁としても、JPXと連携して取り組んでいきたいと考えている。長期的には、海外投資家の目線も踏まえた情報の収集、機能の充実、有効な利用方法の浸透を図っていくことが重要であり、市場関係者の意見を伺いながら進めたいと考えている。

2点目は、企業や債券、株式のESG評価やデータ提供を行う機関についてである。ESG投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がる一方、評価の客観性や透明性の確保などの課題も指摘されている。そこで、ESG評価・データ提供機関に期待される行動規範について議論を行うため、2022年2月、金融庁有識者会議の下にESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会を設置し、議論を開始した。この専門分科会では、今後、評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に関するガバナンスの確保など、ESG評価・データ提供機関に期待される行動規範を2022年央にも策定すべく議論を進めていくほか、評価機関にとどまらず、評価やデータを利用する投資家、評価の対象となる企業が全体として

有機的に連携し、市場全体の拡大につながるよう、ESG評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割についても議論していく予定である。

3点目は、国内におけるESG関連ファンドの動向である。足元では、ESG関連投資信託の組成・販売が増加しているが、ファンドの銘柄選択に当たって、どの程度、環境や社会を考慮したものなのかといった疑問や、実際は一般的なファンドと中身が変わらず、投資家の期待に沿っていないのではないかと懸念も指摘されている。資産運用会社においては、投資家が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、その他の商品との比較を容易に行った上で適切な投資判断が行えるよう、情報提供や開示を充実させることが重要と考える。金融庁では、ESG関連投資信託について実態調査を行い、各資産運用会社の取り組みを確認しつつ、改善すべき点について議論していく予定である。

4点目は、ソーシャルボンドについてである。気候変動に加えて、社会課題の解決に資金を動員していくことが重要となるが、金融庁では、ソーシャルボンド検討会議での議論を踏まえ、2021年10月、ソーシャルボンドガイドラインを公表した。このガイドラインは、ICMAソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、発行体、投資家、その他の市場関係者、実務担当者が、ソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるよう、国内における実務的なガイドラインとして策定したものである。ソーシャルボンドが実質的に社会的な効果を持つ債券であることを示すためには、適切な手法を用いた社会的な効果の開示が不可欠である。現在、金融庁では、関係省庁と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果に関する指標を具体的に例示

する文書の策定を進めている。

#### (4) 金融機関の機能発揮

最後は、金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理についてである。世界で脱炭素化の動きが加速する中、銀行などの金融機関においては、顧客企業との間で積極的に対話を進め、企業の気候変動対応や新たな雇用機会の創出に貢献していくことが重要となる。また、金融機関の業務規模や特性に応じて、気候変動リスクの的確な管理を行うことも課題である。

金融庁では、こうした金融機関の取り組みを促すよう、大手金融機関を対象とした共通シナリオに基づくシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施するとともに、これによる知見も踏まえて、投融資先支援や気候変動リスクの管理に関する監督上のガイダンスの策定を進めている。

ガイダンスには、地域金融機関を含む金融機関が顧客企業の気候変動対応や新たなビジネス機会の創出などを支援する際に参考となる考え方や事例のほか、特に大手金融機関について、リスク管理を含めた金融機関自身の気候変動対応のあり方に関する監督上の期待の二つを柱として盛り込むことを検討している。早期に案を取りまとめ、公表したいと考えており、幅広くご意見をいただければ幸いである。

---

### 3. おわりに

---

冒頭にもお話しした通り、サステナブルファイナンスをめぐる議論は、国際的にも非常に動きが速くなっている。気候変動について、資本市場からの働きかけが有効に機能すれば、企業の脱炭素に向けたトランジションを促し、産業構造や社会構造の変革を金融面からサポートすることができ

## 特集

る。こうした金融面からのサポートを、企業や経済の新たな成長機会につなげていくことが重要と考えている。

本日、ご出席の市場関係者の皆さまが、今後も持続可能な社会の形成に大きく貢献していくことを期待して、この講演の結びとさせていただきます。